

藤沢市災害対策本部規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

藤沢市規則第 6 5 号

藤沢市災害対策本部規則の一部を改正する規則

藤沢市災害対策本部規則（昭和 3 9 年藤沢市規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「5 弱」を「5 強」に改め、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 土砂災害警報が発表されたとき。

第 4 条第 1 4 号中「及び道路下水道部担当部長」を削る。

第 5 条第 4 項中「、道路下水道部担当部長」及び「、下水道計画業務課長」を削る。

第 6 条第 6 項第 8 号中「管理」の次に「及び運用」を加える。

第 8 条第 1 号中「気象警報（」の次に「土砂災害及び」を加え、同条第 2 号中「4」を「5 弱」に改める。

別表第 2 対策本部下部組織編成表健康医療部（保健所）指揮本部の項中

「

地域医療推進課
健康づくり課
地域保健課
保健予防課
生活衛生課

」を「

地域医療推進課
健康づくり課
地域保健課
保健予防課
生活衛生課
親子すこやか課

」に改め、同表子ども青

少年部指揮本部の項中

「

副指揮本部長	子ども総務課
1 子ども総務課長	こども家庭センター
2 子ども家庭センター長	親子すこやか課

」を

3 保育課長	保育課 子育て給付課 青少年課
--------	-----------------------

副指揮本部長 1 子ども総務課長 2 こども家庭センター長 3 保育課長	子ども総務課 こども家庭センター 親子すこやか課（兼務） 保育課 子育て給付課 青少年課
---	---

に改め、同表

道路下水道部指揮本部の項副指揮本部長等の欄第3号を次のように改める。

3 道路維持課長

別表第3 2各指揮本部等の所掌事務の表市長室指揮本部の項中第2号の次に次の1号を加える。

3 義援金の受入れ及び配分の補助に関すること。

別表第3 2各指揮本部等の所掌事務の表生涯学習部指揮本部の項第5号中「保護」を「保存」に改め、同表経済部指揮本部の項第4号中「農林業者」を「農畜産業者」に改め、同表道路下水道部指揮本部の項第5号中「道路」を「道路啓開及び道路」に改め、同表消防局指揮本部の項第2号中「の勧告、指示及び」を削り、同項第5号中「運用」を「補助」に改める。

別表第5 配備体制の表警戒配備の項地震津波対策の欄第1号中「4」を「5弱」に改め、同欄第2号中「相模湾・三浦半島に」の次に「近地津波に係る」を、「津波注意報」の次に「又は遠地津波に係る津波警報」を加え、同表2号配備の項中

1 本市に震度5弱以上の地震が発表されたとき。 2 市域に地震による被害が発生したとき。 3 相模湾・三浦半島に津波警報が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
---	----------------------------

を

1 本市に震度5強以上の地震が発表されたとき。 2 市域に地震による被害が発生したとき。 3 相模湾・三浦半島に津波	1 危険警報が発表されるなど、重大な危険が予想されるとき。 2 局地的な災害が発生し、又は発生するおそ
--	--

警報（遠地津波に係るものを除く。）が発表されたとき。 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。	れがあるとき。	に改め、
--	---------	------

同表 3 号配備の項地震津波対策の欄第 1 号中「5 強」を「6 弱」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。